

平成 23 年 12 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ホッコク  
代表者名 代表取締役 大浦 真里枝  
[JASDAQ コード 2906]  
問合せ先 専務取締役 青池 啓忠  
TEL 03-3512-4005

### 第三者委員会による中間報告書の公表のお知らせ

当社は、平成 23 年 8 月 18 日付「第三者委員会設置のお知らせ」で公表いたしましたとおり、今後の経営方針の検討を行うにあたり、当社の抱える財務的なリスクをはじめとする潜在的なリスクの現況についての調査および今後のコーポレートガバナンスの実現とコンプライアンス体制構築のための包括的な調査のため、第三者の専門家により構成された外部調査委員会（以下、第三者委員会）を設置し、当社に存在する潜在的なリスクについて詳細な説明が必要であると考えられる事項についての解明を目的として全容の判明に取り組んでまいりましたが、本日、同委員会より中間報告書を受領しましたので別紙にて公表いたします。

尚、受領した中間報告書をふまえた当社の今後の対応につきましては、明日、臨時取締役会を開催し対応を協議したうえでお知らせする予定であります。

公表に当たりましては、社外の取引先や個人に対するプライバシー保護の観点から、社名及び氏名等を記号化するなど事実関係の認識に差し支えない部分につきましてはその表現を第三者委員会において配慮いただいております。その他につきましては原文をそのまま掲載させていただいております。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上

# 外部調査委員会中間報告書

平成23年12月15日

株式会社ホック

代表取締役社長 大浦真里枝 殿

外部調査委員会

委員長 小林 弘 卓

委員 河内 悠 紀

委員 玉置 良 光

株式会社ホックに関し、調査した結果、同社の過年度決算を修正すべく検討を促す事実が判明したので別紙のとおり報告する。

(別 紙)

## 第1 株式会社ホック外部調査委員会(以下「当委員会」という)の概要

### 1 当委員会設置の経緯

株式会社ホック(以下「ホック」という)は、監査法人の指摘を受けるなどした結果、従前、第三者調査機関に財務デューデリジェンス及び法務デューデリジェンスを依頼し、その報告を受けたものの、①調査資料の不足、②事情聴取の未了、③時間的限界があったため、報告内容が不十分であると認識したことから当委員会を設置した。

### 2 当委員会の構成

当委員会は、以下の3名で構成される。

	氏名	資格	所属
委員長	小林弘卓	弁護士	ひかり総合法律事務所
委員	河内悠紀	弁護士	河内法律事務所
委員	玉置良光	公認会計士・ 税理士	玉置良光税理士事務所

なお、委員のうち小林、玉置はホックの社外監査役に平成23年6月から就任しているが、河内を含め当構成員には、過去において、会社との間に独立性、中立性に影響を及ぼすような関係や取引は一切なく、日本弁護士連合会による2010年7月15日付け「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」を踏まえて組織され、かつ、調査活動を行った。

### 3 当委員会による調査の目的

#### (1) 調査対象

- ① 従来実施された法務・財務の各デューデリジェンスにおいて調査対象とされた事項にとどまらず、ホッコクの抱える潜在的財務問題及び法律問題についての総括的調査
- ② 今後のコーポレートガバナンスの実現とコンプライアンス体制構築のための包括的な調査

### 4 当委員会による調査方法

当委員会は、平成23年8月18日から、調査を開始し、従来実施した財務デューデリジェンス、法務デューデリジェンスにより収集された資料、検察庁に押収されていた資料、関係者の業務上のメール記録復元資料をそれぞれ精査するとともに、関係者からの事情聴取を行った。目下のところ、概ね調査は遂げてはいるが、重要な関係者と思料されるM氏（当時ホッコクの各部長職を歴任していた）については現在に至るまで事情聴取に応じておらず、また、S氏（当時ホッコク取締役であり管理本部長の地位にあった）についても引き続き調査が必要であり、未だ最終報告をする段階には至っていない。しかし、以下の通り過年度決算の修正の要否の検討をホッコクに促す事実が明らかとなったので、今回はこの点に限り報告する。

### 第2 当委員会による調査とその結果

当委員会による調査・検討の結果、下記の各取引について不適切な会計処理が行われた疑いが濃厚となったので、当委員会は、これらの各取引及びこれに付随する取引もしくは会計処理についてホッコクにおいて過年度決算の訂正の要否を検討すべきとの結

論に至った。

1 アメリカ西海岸での F C 権譲渡契約（以下「本件 F C 権譲渡契約」という）について

ホックは、平成 21 年 9 月 1 日、アメリカ西海岸の F C 権を R 社に 2 億 5 0 0 0 万円で譲渡したとして、同金員を売上げに計上している。そして、これを裏付けるよう同年 9 月 1 日、同年 1 月 2 日に各金 1 億 2 5 0 0 万円が、右譲渡代金として R 社からホックに入金されている。

しかしながら、以下のとおり、右売上げについては架空のものである疑いが濃厚である。

アメリカ西海岸での F C 権譲渡については、平成 21 年 9 月 1 日付の契約書は存在するものの、その当初からその後現在に至るまで、ホック及び R 社においてアメリカ西海岸での F C 展開に向けた活動が全く見られないこと、本件 F C 権譲渡の代金額は 2 億 5 0 0 0 万円という高額にもかかわらず、その算定根拠資料も極めて内容希薄なものしか存在していないこと、また、そもそも R 社は、アメリカ西海岸ではそれまで何の活動実績もなく、しかもラーメン事業とは無縁な不動産業者であること、ホックも同様にアメリカ西海岸においてそれまで何の活動実績もないことなどの事実が認められる。

一方、同年 10 月 15 日にホックは、R 社から浦安市内の O 氏所有物件を購入しているところ、ホックは本来の物件所有者 O 氏から直接同物件を購入できたにもかかわらず、O 氏との間にことさら R 社を介在させ、ホックの利益を犠牲にして同社に対し少なくとも本件 F C 権譲渡契約の対価以上の売却益を発生させていることも認められる。

上記経緯について、本件 F C 権譲渡契約締結当時の元ホック

代表者 Y 氏及び R 社の代表取締役社長 M 氏は、本件 F C 権譲渡が偽装されたものであるか否かについてはあいまいな供述を続け、R 社を介在させたことについても説得的な理由をのべてはいない。

以上の事実を総合すれば、浦安市内の物件の売買契約に R 社を介在させ、同社に多額の売却益を発生させたのは、本件 F C 権譲渡代金を捻出させ、本件 F C 権譲渡を正常な売上げに偽装するための手段であったと言わざるを得ない。

2 シンガポールでの F C 権譲渡契約（以下「本件 F C 権譲渡契約」という）について

ホッククは、平成 22 年 2 月 26 日 J 社に対しシンガポールでの F C 権を 3000 万円で譲渡したとして、同額を売上げに計上している。

しかしながら右売上げについては、以下述べるように架空の売上げである疑いが濃厚である。

本件 F C 権譲渡を裏付けるように、ホッククと J 社との間で、平成 22 年 2 月 26 日付シンガポールでの F C 権の譲渡契約書が存在し、これをうけ、同年 8 月 13 日 J 社の代表者 T 氏はホッククの経理担当者 H 氏に対し「シンガポールフランチャイズ権のうち 2000 万円については 8 月末日までに支払う予定です。そして、残りの 1000 万円については出店後 2 ヶ月以内に支払う予定である」旨のメールを送信している。

そして、同年 9 月 3 日 T 氏が代表を務める P 社からホッククに金 1900 万円が入金されている。

しかし、T 氏は、当調査委員会の調査に対し、「P 社からホッククに送金された 1900 万円についてはホックク社で用意されたものであること、本件 F C 権譲渡契約については架空のもので

あるとの認識を有している」旨回答している。

また、ホッコク元代表者 Y 氏も曖昧ではあるものの、一応本件 F C 権譲渡については架空であることを認めている。

そして、これらの陳述については、裏付けるものとして同年 8 月 12 日付ホッコクから T 氏に宛てた念書（この念書には、ホッコクから J 社に対するシンガポールフランチャイズ権の譲渡を否定することが明示されている）が存在していること、ホッコク及び J 社は、本件 F C 権譲渡契約が締結されたとする以降、現在に至るまで、シンガポールにおいて F C 権を展開するための何らの行動にも着手していない事実が認められること等からすれば結局同契約は実体を欠く架空のものであったと認定すべきである。

以上